

# 時事新報

第三千七百五十五號  
 明治廿四年七月九日 (丙申) 本曜日  
 舊曆辛卯六月四日  
 日 出 午 前 六 時 三 十 分  
 日 入 午 後 六 時 三 十 分  
 月 出 午 前 七 時 二 十 分  
 月 入 午 後 七 時 二 十 分  
 高 潮 午 前 七 時 三 十 分  
 低 潮 午 後 七 時 三 十 分  
 (西曆一千八百九十一年)

## 時事新報

日本の國會

在米國 某

近頃日本の新聞紙を讀み又人の談話を聞くに其言偶々  
 政事に及ぶ時は皆今の議院の不整頓にして議員中往々  
 無用の騷擾を起し徒らに時間を消費するのみならず  
 又其會論の野卑にして舉動の粗暴に失するを非難せざる  
 者なし固より其騷擾の不整頓たるは申す迄もさく言  
 論舉動の往々紳士たるの格式に反し爲めに議院全體の  
 名譽を毀損する者少からず如何にも歎息の至にして議  
 員諸氏に於て其言行の自重謹慎をあらんとは我輩の最  
 も希望に堪へざる所あれども又一方より事の由來を究  
 て其然る所以を詮究すれば強ち之を以て議員の罪と云  
 ふべからず又之を視て大に歎息するにも足らざるを微  
 見すべし。嗚呼瓜の蔓に茄子は實らず鳥は鷹を生まず  
 と蓋し萬物皆因果の理に基くものにて因を去りて果を  
 生ずるの理亦く同一の因は能く同一の果を生ずるもの  
 なりとの原則を手に近く物に比喩したる言ならん去れば  
 今の議員は其撰舉人の意思に投じて撰舉人が己の意  
 に適したる人物を撰び是れから一角の用に立ち國家  
 の政事を任じて安心ありと信じて擧げたる者なるが故  
 に撰舉人は母にして議員は子あり、子にして母の性を  
 受け其氣風に倣ふは理の固より然るべきものとて更に  
 怪むべきにあらざり即ち瓜の蔓に瓜を生じたるものにて  
 天然の定則に反らざるものなり若し然らずして鳥が  
 鷹を生み今の議員の言論舉動が彼の英國の議員に似て  
 勇にして暴ならず敢爲にして輕卒からざるの風來あら  
 ば是れと眞に驚くべく怪むべき事なれども同一の因よ  
 りして同一の果を生じ鳥が鳥を生みたるに何の怪むべ  
 き事かある今日にして今の議員あるは今の撰舉人中に  
 行はるる所の知識の反映したるものなれば其罪を以て  
 議員その人に歸するは不通の論にして其本は日本全國  
 の知識未だ高尚の域に達せざるに在り云はざるを得  
 ず固より今の議員諸君は日本國中群々たる者にして所  
 謂輿論を代表するに足るの人物ならんとは雖ども若し  
 此諸君にして平生著實謹慎の人ならば假令一談場にお  
 るも尙著實謹慎するべき筈なり平生著實の人物が一朝  
 議員に撰ばるればとて遽に平生の氣風を變じて輕卒粗  
 暴の人となるべき譯けもなし即ち此輕卒は今の日本全  
 體の氣風なれば直に之を以て議員一個の罪とせずは其  
 評語に過ぎたりと云はざるべからず然れども今世の論  
 者に一步を譲り今の議員は其輕卒者中の最も輕卒ある  
 者を撰出したるが故に日本國中を平均したる輕卒より  
 も同一層輕卒ある者とせんか然れども尙ほ此輕卒を以  
 て特に有弊無益の大惡事となすに足らざる所以の理わ  
 り抑も今の議院なるものは我日本は勿論古來東洋諸國  
 に於て未曾有の一大新事なるが故に世人の其仕組を解  
 せざるは更らざる其利害得失に至ても正に試験の時代  
 と云はざるべからず已に之を試験の時代とすれば其輕  
 動は何程輕卒あるも其言論は何程粗暴あるも更に咎む  
 べきにあらざらざるのみならず我輩は假

令へ實際に直接の利益なき愚案愚議にても其提出の數  
 の日に益々多からんことを望む者あり蓋し其繁多難  
 駁の間に於て自然に事に慣れ或は當惑し或は困難して  
 漸く大に悟る所あるべければなり長初より事に當らず  
 物に觸れず無爲にして以て大成を期せんとするも到底  
 人事に於て得べからざるの事なり其程度に至ては不幸  
 にして其愚案愚議を以て滿場の可とする所となり或は  
 世人をしてコハ天下の一大事ありと思はしむる等の場  
 合もあるべし雖ども是亦更に差支あるべし假令  
 へ如何ある愚議を提出して一時此法の行はるるとある  
 も社會人事に對する法律直接の影響は案外に鈍く單に  
 法律を器械として社會の盛衰を來たしたるの例は古今  
 未だ其實證あるを觀ず或は古今の歴史中往々法律の効  
 力を増進ありとして論ずる者ありと雖ども多くは是れ  
 學者の粗瀆にして深く事理を究めざるに由るものあり  
 精細に吟味するときは必至他に其盛衰の原因あるものと  
 を發明すべし又萬々一此愚論の爲めに幾分の惡果を生  
 ずるも又ありとするも自から制定したる法律あれば何  
 時にも又自から之を改むるものと得べし世人は朝令  
 暮改と云へるも之を以て天下無二の弊事のやうに云ふ  
 者あれども我輩は却て此際朝令暮改の益々多からん  
 とを希望する者あり朝令暮改も恐るるに足らざる輕卒粗  
 暴も咎むべからず唯其行人所に於て其爲す所に任すべ  
 し他より制すべからず他より罰すべからず今の議院法  
 は恰も流動不定の姿に在て未だ形體を定むるものな  
 れば之をして凝結せしめ以て永遠の大成を期するには  
 唯放任の法あるのみ若し此放任主義を以て不安心  
 とからば最初より國會を開かざるも得策なれば非國會  
 の説も自から一説にして我輩に於ても所見なきに非ざ  
 りども今は之を論じて益を論じ唯今日に在ては今日の要  
 を説くも智者の事なれ

### 官報

○司法省告示第八十號  
 代書出頭人試驗ノ備本年ニ限リ十月ヲ以テ執行ス  
 明治廿四年 司法大臣子爵田中不二  
 七月八日

○司法省告示第八十一號  
 明治二十三年(十二月)司法省告示第七十一號盛岡地方  
 裁判所管内邊野區裁判所民事裁判事務取扱期日各十四  
 日間ヲ各十日間ニ同二十四年(二月)同告示第二十五號  
 金澤地方裁判所管内大野區裁判所民事裁判事務取扱  
 期日三月、七月、十一月ヲ四月、十月ニ改正ス  
 明治廿四年 司法大臣子爵田中不二  
 七月八日

○逓信省告示第五十六號  
 加賀國能美郡安宅町ニ三等郵便局ヲ置キ安宅郵便局ト  
 稱シ來八月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム  
 明治廿四年 逓信大臣伯爵後藤象二郎  
 七月八日

○逓信省告示第五十七號  
 清國吳淞磯泊ノ船舶ニ宛タル電報ハ一通ニ付金五十錢  
 ヲ增加徴收スルコトナレリ  
 明治廿四年 逓信大臣伯爵後藤象二郎  
 七月八日

### 雜報

○加奈陀の大政治家相次いで病没す 加奈陀第一流の  
 政治家として知られたる總理大臣マクドナルド氏が去  
 る六月上旬病を以て不歸の人となりし事は過日の紙上  
 に記したりしが同氏死去の数日前にも大政治家の名を  
 博したるサーアントン・ドリオン氏を失へり氏は會  
 て首相の職を奉せし事もあり自から自由黨を總理して  
 政治界に奔走せし時はマクドナルド氏の一大強敵あり  
 しと雖ども十餘年前より政治社會を退きて高審裁判長  
 ありしが遂に七十三歳を一期としマクドナルド氏も同  
 病にて死去したりと云ふ

○米國萬國大博覽會の設立を妨げんとす 米國ワカ  
 府よりの近報に據れば職工同盟會員は資金の事に付萬  
 國大博覽會事務員より満足すべし返答を得ざるを以て  
 同會の設立を妨ぐる事に着手し近頃市會にて博覽會の  
 目的を達する爲めの費用として可決したる五百萬弗を  
 取返へん事に奔走する筈にて去る五月廿一日五箇の  
 職工同盟會よりその委員を出して集會を催し種々  
 の打合せをせり是等の會員は満足なる返答を得る迄全  
 力を盡くして博覽會の妨害をなす決心あれば多分不日  
 同會の工事を始むるや否や屢々同盟罷工を行ふなるべ  
 しと云ふ

○條件付の株券 中村道太氏より米商會所へ差出した  
 る帝國水産會社株券中一萬五千株は會同社より拂込  
 る請求の訴訟を起したる西村虎四郎氏記名の株式にして  
 當時中村氏の盡力にて額下となり其争點たる株券を一  
 切中村氏に於て引受けたるに付ては種々入込たる事情  
 もあるよしされど詰り中村氏は西村氏に代り會社に對  
 し義務を履行すべき旨の約定あり然るに此般米商會所  
 の破綻となり同氏も勢ひ甚に極まり遂に賣産として右  
 の株券迄も同所へ差出したれども水産會社にては當時  
 の約束あるを以て近々中村氏に對し契約履行の訴訟を  
 提起する意あれば自然此株券を受取りたる米商會所も  
 参加被告人とあるべく此訴訟にて同所の維持策に又々  
 多少の障礙を與ふるもあるべしと云へり

○二新聞一通信社と米商會所との紛議 過般名古屋新  
 聞通信社が、名古屋米商會所役員の取締と題し「同所  
 の重役某々の二氏は其の仲間人中に犯則の處あるを  
 奇貨とし之を脅嚇して金六百圓を收受し其の犯罪を曲  
 庇せり云々」の記事と各新聞社に通信し同地の新受  
 知、天下の二新聞が首として之を掲載したるを同會所  
 頭取吉田謙在(舊名古屋區長、同副頭取藤田勝四郎、衆  
 議院議員)の兩氏は己れを糾弾したる者ありとて會所  
 を提起し且つ該記事は同會所の信用を妨害したる者な  
 りと云ふに對し該記事は三府及び名古屋の各新聞に  
 二號活字を以て謝罪の廣告文を掲出すべしとのものと  
 求めたるより雙方の間に一大葛藤を惹き起し乃ち被告  
 方にては美濃部貞亮山田鐵次郎、伊東旭、福岡祐次郎、  
 兼松淺次郎、藤田鐵太郎の六代會人を擁護人とし元來  
 同事件は公益の爲め米商會所の弊事を矯正せんものと  
 圖りたるに外ならざれば法廷にて收賄の事實を舉證し  
 飽く迄告訴人吉田氏等を攻撃せんことを決心し又原告方  
 にては同縣警部長吉田弘藏、同市助役高橋權造の兩氏を  
 出廷せしめて通信の由來を立證せしめんと企て又た被  
 告方にては公判の開廷毎に頻りに米商會所の宿弊及び  
 吉田謙在氏等の非行を摘發して止まず近頃更に同地代  
 言人森谷三雄氏が告訴方の代人として出廷したるより

○福岡通信 (七月三) 豐州鐵道 是昨年十二月假  
 て線路の實測に着手せし今  
 即ち滿一箇年の内に本線狀  
 況を概観せしと云ふ是れ畢竟  
 同社の株式に向て拂込をな  
 りと聞く○鐵道線の延長  
 方(兼手郡)若松(兼手郡)  
 原口技師の實地監査中にて  
 月二十日までには是非とも開  
 掘波都飯線に向ふ兩線とも  
 は土地收用をも済ましあれ  
 ば土地收用をも済ましあれ  
 ば土地收用をも済ましあれ

争訟の程度更に一層の高ま  
 じて殆ど其の底止する處を  
 肥前柳本真太郎、憲兵隊長長  
 び愛知佛教會の代表者大野  
 健間に介立して百方調停を  
 めて強く容易に其の効を奏  
 に五回の多きに到り毎回傍  
 しが遂に去る六日公判の結  
 告あるべきに決定したる其  
 判相整ひ結局原告方より告  
 よりも米商會所へ向け夫々  
 の結局を見るに到りたりと  
 ○清國天津通信 (六月) 無  
 新聞報告の見るべきもの無  
 り永續して現に日々發行す  
 報の名目を存するのみにし  
 文を載せ他に新奇の事柄を  
 んど其利益を感せざるのみ  
 なく之を購讀するものは重  
 天津には毎週發賣のタイム  
 るより今は唯だ無きに勝る  
 ちらずして諸官衙、諸商店  
 止まる有様あれば兼てより  
 しが聞く所に據れば不日廢  
 れば今後一の新聞も無きに  
 事も之を知るの便を失ひ結  
 のものを雇ふて探索する事  
 に關しては仲買人の相場狀  
 あらざれば貨物取引の多少  
 らせ之を知らんと欲せば失  
 取らざる可からず但し毎日  
 都度には海關内の印刷課に  
 該報告も毎三月に六弗乃至  
 を以て之を注文するもの僅  
 鐵道經費 山海關の鐵道工  
 て近々起工の運びに至る筈  
 費を要する事あれば極めて  
 へども多分上貢の例に準じ  
 半を納め年末には之を完納  
 のノ一分擔して整理すべき  
 西山の遊樂 例年の事なが  
 凡そ二百名の内過半は遊樂  
 と當天津も昨今暑氣甚しく  
 々あり